



発行 新潟県

第 74 号

平成24年9月21日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1139 保安林の指定解除予定（治山課）
- 1140 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 1141 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 1142 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 1143 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1144 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1145 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1146 土地改良事業計画の認可（農地計画課）
- 1147 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 1148 公共測量の実施（監理課）
- 1149 公共測量の実施（監理課）
- 1150 公共測量の終了通知（監理課）
- 1151 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 1152 道路の区域変更（道路管理課）
- 1153 道路の供用開始（道路管理課）
- 1154 道路の区域変更（道路管理課）
- 1155 道路の供用開始（道路管理課）
- 1156 道路の区域変更（道路管理課）
- 1157 道路の供用開始（道路管理課）
- 1158 道路の区域変更（道路管理課）
- 1159 道路の供用開始（道路管理課）
- 1160 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 1161 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1162 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

公 告

- 一般競争入札の実施（情報政策課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）
- 一般競争入札の実施（警察本部会計課）

企業局管理規程

- 6 新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

選挙管理委員会告示

- 63 個人演説会等を開催することのできる施設の異動報告（選挙管理委員会）
- 64 個人演説会等を開催することのできる施設の指定及び指定取消報告（選挙管理委員会）
- 65 個人演説会等を開催することのできる施設の指定取消報告（選挙管理委員会）



◎新潟県告示第1139号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成24年9月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県十日町市葎沢字猿倉申699の37（国有林）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

◎新潟県告示第1140号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新潟市の西蒲原土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成24年9月21日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 就任
理事 新潟市南区西白根1759番地 伊藤 武夫
就任年月日 平成24年9月4日

◎新潟県告示第1141号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、佐渡市の小布勢土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成24年9月21日

新潟県佐渡地域振興局長

- 1 退任
監事 佐渡市田切須93番地 佐々木 秀弘
退任年月日 平成24年7月27日

◎新潟県告示第1142号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南魚沼市の南魚沼土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成24年9月21日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 就任
理事 南魚沼市早川108番地 原田 勝重
(理事長)
" " 大木六1159番地 平賀 秀雄
" " 中子新田乙101番地 宮田 日出男
" " 姥沢新田144番地 阿部 信安
" " 大木六新田26番地 舘野 丈吉
" " 長崎2815番地2 阿部 昇
" " 宮野下15番地1 駒形 範里
" " 上十日町249番地 笹岡 初夫
" " 樺野沢18番地 山田 光男
" " 下一日市46番地 林 太一
" " 吉里1239番地 阿部 正久
" " 竹俣167番地2 中嶋 正幸
" " 西泉田563番地 山口 光市
" " 六日町193番地1 中條 敏巳

〃	〃	今町519番地	小倉 光春
〃	〃	五日町432番地	八木 盛芳
〃	〃	美佐島933番地	戸田 信義
〃	〃	四十日957番地	内山 清
監事		南魚沼市大里62番地 1	小野塚 侖
〃	〃	関1049番地	田村 傳太郎
〃	〃	大杉新田446番地 1	笠原 幹夫

就任年月日 平成24年9月1日

2 退 任

理事		南魚沼市早川108番地	原田 勝重 (理事長)
〃	〃	吉山新田573番地	片桐 郁雄
〃	〃	中子新田乙101番地	宮田 日出男
〃	〃	姥沢新田144番地	阿部 信安
〃	〃	徳田新田204番地	片桐 久雄
〃	〃	長崎1179番地	阿部 誠
〃	〃	竹俣167番地 2	中嶋 正幸
〃	〃	宮野下15番地 1	駒形 範里
〃	〃	樺野沢435番地	阿部 秀夫
〃	〃	下一日市46番地	林 太一
〃	〃	吉里1239番地	阿部 正久
〃	〃	上十日町249番地	笹岡 初夫
〃	〃	西泉田563番地	山口 光市
〃	〃	六日町193番地 1	中條 敏巳
〃	〃	五日町432番地	八木 盛芳
〃	〃	今町519番地	小倉 光春
〃	〃	美佐島933番地	戸田 信義
〃	〃	四十日957番地	内山 清
監事		南魚沼市大里62番地 1	小野塚 侖
〃	〃	上野164番地	林 重信
〃	〃	大杉新田446番地 1	笠原 幹夫

退任年月日 平成24年8月31日

◎新潟県告示第1143号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、阿賀野市の阿賀野川土地改良区の定款の変更を平成24年9月11日認可した。

平成24年9月21日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第1144号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新潟市の亀田郷土地改良区の定款の変更を平成24年9月10日認可した。

平成24年9月21日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第1145号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、佐渡市の吉井土地改良区の定款の変更を平成24年9月12日認可した。

平成24年9月21日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第1146号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

平成24年9月21日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規・変更の別	認可年月日	根拠条文
南魚沼市 南魚沼土地改良区	長表	農業用排水施設整備（県単農業農村整備「かんがい排水」）事業	新規	平成24年9月6日	第48条

◎新潟県告示第1147号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成24年9月24日から平成24年10月22日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年9月21日

新潟県村上地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規・変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
村上市 三面川沿岸 土地改良区	村上山辺里	農業用排水施設整備（県単農業農村整備「かんがい排水」）事業	新規	土地改良事業計画書の写し 定款の写し	村上市役所	第48条

- この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの決定についての取消の訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第1148号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する。

平成24年9月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）本条地区確定測量）「座標補正」
- 作業期間 平成24年8月29日から平成24年11月30日まで
- 作業地域 胎内市 宮瀬、赤川、下高田、西条、久保田、本郷、江上、鷹ノ巣、新館、草野、柴橋、加賀新地内

◎新潟県告示第1149号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する。

平成24年9月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）坂井川右岸地区（2次）確定測量）
- 作業期間 平成24年9月10日から平成25年2月28日まで
- 作業地域 新発田市 三日市、早道場、上小松、東宮内、中妻、蔵光麓、黒岩、新屋敷、新保小路、上館、下中、下今泉、館野小路、金津、茗荷谷、下中山、向中条ほか 地内

◎新潟県告示第1150号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第2項の規定により、小千谷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成24年9月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）
- 2 作業期間 平成24年6月25日から平成24年8月31日まで
- 3 作業地域 小千谷市

◎新潟県告示第1151号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成24年9月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 処分をした年月日 平成24年7月30日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
魚沼興業株式会社
島田 光文
- 3 主たる営業所の所在地
十日町市北鑑坂922
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-19）第18082号
- 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成24年7月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成24年8月7日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社山崎建設
山崎 健吾
 - 3 主たる営業所の所在地
妙高市東陽町2-20
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-19）第10246号
 - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年8月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成24年8月10日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
小川興業株式会社
小川 浩一
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市西野1906
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-19）第6214号
 - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年8月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成24年8月10日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
-

株式会社トミヤ

神谷 満

3 主たる営業所の所在地

上越市春日野1-3-15

4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第20439号

新潟県知事許可(特-23)第20439号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、電気工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成24年8月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成24年8月16日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社トーヨー機材

山本 忠雄

3 主たる営業所の所在地

新潟市東区江南6-4-10

4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第4860号

5 処分の内容 建築工事業、左官工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、板金工事業、内装仕上工事業、建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成24年8月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成24年8月16日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社外山組

外山 博

3 主たる営業所の所在地

新潟市東区中木戸191-3

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第15059号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び建築工事業、内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成24年8月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成24年8月16日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

エー・エイチ・テック株式会社

堀川 晃

3 主たる営業所の所在地

新潟市東区東中野山1-8-5

4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第38564号

5 処分の内容 とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成24年8月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成24年8月16日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社ケーダイプラント

和田 捷

3 主たる営業所の所在地

新潟市西区金巻2002-4

4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第42390号

5 処分の内容 管工事業、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成24年8月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成24年8月16日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社皆川組

皆川 義雄

3 主たる営業所の所在地

新潟市北区名目所2-1504

4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第42449号

5 処分の内容 機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成24年8月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成24年8月16日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

エコリテック株式会社

長谷川 英郁

3 主たる営業所の所在地

新潟市西区平島1-7-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第43504号

5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成24年8月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成24年8月17日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

井上工務店

井上 重博

3 主たる営業所の所在地

長岡市百束2266

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第28067号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年8月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年8月20日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
三信興業株式会社
石澤 雅弘
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市赤谷873-乙
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(特-23)第6533号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年7月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年8月21日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社新世紀工業
佐藤 眞理子
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区天野3-36-4
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第40193号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年8月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年8月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社サンライト
川上 欣志
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市長峰町513-219
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-20)第39192号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年8月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年8月23日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
サンテック株式会社
-

三石 菊人

3 主たる営業所の所在地

新潟市中央区姥ヶ山114-4

4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第41806号

5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成24年8月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成24年8月24日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

坂宮建設有限会社

坂宮 勝

3 主たる営業所の所在地

阿賀野市保田6978-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第976号

5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成24年8月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成24年8月27日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

破間建設株式会社

大平 勇

3 主たる営業所の所在地

魚沼市穴沢130

4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第7568号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成24年8月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第1152号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年9月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 道路の種類 県道

2 路線名 小千谷大和線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南魚沼市市野江丙7番1から	新	8.5~59.8メートル	82.4メートル
同市市野江丙2番1まで	旧	8.0~15.2メートル	82.4メートル

◎新潟県告示第1153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年9月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 小千谷大和線
- 2 供用開始の区間
南魚沼市市野江丙7番1から同市市野江丙2番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年9月21日

◎新潟県告示第1154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年9月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大桑原芋赤線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市雷土新田394番4から 同市雷土新田394番4まで	新	4.0～13.6メートル	56.1メートル
	旧	4.0～13.6メートル	56.1メートル

◎新潟県告示第1155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年9月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 大桑原芋赤線
- 2 供用開始の区間
南魚沼市雷土新田394番4から同市雷土新田394番4まで
- 3 供用開始の期日 平成24年9月21日

◎新潟県告示第1156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年9月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 253号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市浦川原区中猪子田字上荒田328番2から	新	11.4～19.0メートル	401.5メートル
同市浦川原区中猪子田字相分ケ1771番3まで	旧	7.5～19.0メートル	401.5メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道404号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 404号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市浦川原区中猪子田字相分ケ1771番3から	新	11.4～19.0メートル	401.5メートル
同市浦川原区中猪子田字上荒田328番2まで	旧	7.5～19.0メートル	401.5メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道253号と重用

◎新潟県告示第1157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年9月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 253号
- 2 供用開始の区間
上越市浦川原区中猪子田字上荒田328番2から同市浦川原区中猪子田字相分ケ1771番3まで
- 3 供用開始の期日 平成24年9月21日

◎新潟県告示第1158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年9月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大崎小泊線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市羽茂本郷 3340 番 1 から	新	7.0～18.0メートル	304.2メートル
同市羽茂本郷3068番2まで	旧	6.0～17.5メートル	304.9メートル

◎新潟県告示第1159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年9月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 大崎小泊線
- 2 供用開始の区間
佐渡市羽茂本郷3340番1から同市羽茂本郷3068番2まで
- 3 供用開始の期日 平成24年9月21日

◎新潟県告示第1160号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成18年3月31日新潟県告示第545号）を次のとおり解除する。

平成24年9月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
井戸の坂地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ゴスノ山地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
薬師川地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1161号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年9月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
井戸の坂地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ゴスノ山地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
薬師川地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	土石流
長浜(2)地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長浜(3)地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長浜(4)地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

長浜(1)地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	土石流
長浜(2)地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	土石流
長浜(3)地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	土石流
長浜(4)地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	土石流
籠町地区	妙高市大字籠町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
籠町(1)地区	妙高市大字籠町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山川(1)地区	妙高市大字籠町	次の図のとおり	土石流
山川(2)地区	妙高市大字籠町	次の図のとおり	土石流
籠町沢(1)地区	妙高市大字宮内	次の図のとおり	土石流
籠町沢(2)地区	妙高市大字宮内	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。)

2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中永地区	長岡市中永	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
附ノ耕地沢東地区	長岡市中永	次の図のとおり	土石流
附ノ耕地沢地区	長岡市中永	次の図のとおり	土石流
中永地区	長岡市中永	次の図のとおり	地すべり
栖吉町東地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栖吉町西地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栖吉町地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
風谷地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栖吉町(3)地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栖吉町(4)地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栖吉川支溪地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	土石流
出来坊川地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	土石流

水上川1地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	土石流
中橋川地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	土石流
森立川支溪地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	土石流
中橋川(2)地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	土石流
栖吉川支溪(2)地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	土石流
栖吉川支溪(3)-1地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	土石流
栖吉川支溪(3)-2地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	土石流
真木地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	地すべり
栖吉町地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	地すべり
前山地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
稲荷山沢地区	五泉市小熊	次の図のとおり	土石流
小熊沢地区	五泉市小熊	次の図のとおり	土石流
小熊甲地区	五泉市小熊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小熊乙地区	五泉市小熊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1162号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年9月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
井戸の坂地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ゴスノ山地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

東の町地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
薬師川地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	土石流
田中川地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	土石流
阿比多川地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	土石流
長浜(2)地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長浜(3)地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長浜(4)地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長浜(4)地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	土石流
籠町地区	妙高市大字籠町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
籠町(1)地区	妙高市大字籠町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山川(1)地区	妙高市大字籠町	次の図のとおり	土石流
籠町沢(1)地区	妙高市大字宮内	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて縦覧に供する。)

2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中永地区	長岡市中永	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
附ノ耕地沢東地区	長岡市中永	次の図のとおり	土石流
栖吉町東地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栖吉町西地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栖吉町地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
風谷地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栖吉町(3)地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栖吉町(4)地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栖吉川支溪地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	土石流

水上川1地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	土石流
中橋川地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	土石流
森立川支溪地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	土石流
中橋川(2)地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	土石流
栖吉川支溪(3)-1地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	土石流
栖吉川支溪(3)-2地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小熊甲地区	五泉市小熊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小熊乙地区	五泉市小熊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用サーバ機器等一式(その21)の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成24年9月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称
新潟県LANシステム用サーバ機器等一式(その21)の借上げ
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成24年12月28日(金)
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

- (1) 交付期間 平成24年9月21日(金)から平成24年10月5日(金)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)
- (3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成24年11月6日(火) 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であつて、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

(6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(平成24年9月21日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。)を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成24年10月23日(火) 午前9時から午後5時15分まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

ウ 提出方法 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成24年10月30日(火) 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる新潟県LANシステム用サーバ機器等一式(その21)の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に105分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)に100分の5に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業

者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。
その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の5に相当する金額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額（1に掲げる新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その21）の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ その他詳細は、入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成24年9月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 イチコ新井店

所在地 妙高市石塚町1丁目上川原520番地外

設置者 株式会社一小イチコ

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び小売業を行う者の変更）に関する届出

公告日 平成24年4月10日

3 意見の概要

(1) 妙高市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成24年9月21日から平成24年10月21日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成24年9月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 アークプラザ柏崎

所在地 柏崎市茨目1丁目字西田708番地1外

設置者 アークランドサカモト株式会社

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による変更（店舗面積の減少及びその他の変更）に関する届出

公告日 平成24年5月8日

3 意見の概要

(1) 柏崎市からの意見の概要

① 廃棄物に係る事項等

・廃棄物の排出抑制、適正処理、分別による資源化に努めてください。

② 街並みづくり等への配慮等

・緑被率3%を目標に敷地内の緑化に努めていただきたい。

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成24年9月21日から平成24年10月21日まで

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ファイルサーバ等の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成24年9月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

ファイルサーバ等の借上げ

(2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等

入札説明書及び仕様書による。

2 入札に関する必要事項を示す（入札説明書の配布を含む。）期間、場所及び問合せ先

(1) 期間

本公告の日から平成24年10月12日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所

新潟県警察本部警務部会計課調度係

なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(3) 問合せ先

ア 契約手続に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課調度係

電話番号 025-285-0110 内線2235

イ 機器等の仕様に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部情報管理課運用管理係

電話番号 025-285-0110 内線2442

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 本調達物品又はこれと同等品に係る調達について、納入及び構築実績があることを証明した者であること。

(4) 本調達物品納入後のアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(7) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期限 平成24年9月21日(金)から平成24年10月12日(金)まで(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課調度係

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期限内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、平成24年10月19日(金)午前11時以降に2(3)アへ問い合わせること。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成24年11月2日(金)午前11時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

6 入札手続

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書をし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)を平成24年11月1日(木)の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

(2) 入札書の名義人

本人（代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人）に限る。

(3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額に100分の5に相当する金額を加算した金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については、入札説明書による。

(2) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(3) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) The nature of products to be procured:

Lease of computer server units and other related devices

(2) Time and place of bidding:

11:00a.m. November 2, 2012

Contract Bidding Room, Niigata Prefectural Police Headquarters Building
4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata, Japan

(3) For more information, contact:

Accounting Division, Police Administration Department

Niigata Prefectural Police Headquarters

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata, Japan

〒950-8553

Tel 025-285-0110 EXT.2235

新潟県企業局管理規程第6号

新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年9月21日

新潟県企業管理者 藤澤 浩一

新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局企業職員勤務規程（平成7年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(特別休暇) 第17条 特別休暇は、職員が次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)・(2) (略) (3) <u>骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者として登録を申し出ること又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供することに伴い必要となる検査等を受け、又は入院する場合 そのつど必要と認められる時間又は期間</u> (4)～(22) (略) 2・3 (略)	(特別休暇) 第17条 特別休暇は、職員が次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)・(2) (略) (3) <u>骨髄移植の骨髄提供希望者として登録を申し出ること又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄を提供することに伴い必要となる検査等を受け、又は入院する場合 そのつど必要と認められる時間又は期間</u> (4)～(22) (略) 2・3 (略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第63号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、刈羽村選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成24年9月21日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉明

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
油田地区集会場	刈羽郡刈羽村大字油田1351番地	体育場 (含ステージ)	662.84	平成24年9月1日
		集会室	49.69	

◎新潟県選挙管理委員会告示第64号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、弥彦村選挙管理委員会から、次のとおり指定及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成24年9月21日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉明

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定年月日
弥彦体育館	西蒲原郡弥彦村大字 上泉 1753 番地 1	競技場	959.00	平成 24 年 9 月 2 日
サン・ビレッジ弥彦	西蒲原郡弥彦村大字 上泉 1753 番地 1	競技場	915.00	
弥彦村農村環境改善 センター	西蒲原郡弥彦村大字 矢作 7405 番地	研修室	68.00	
夢の木はうす	西蒲原郡弥彦村大字 川崎 39 番地 1	プレイルーム	77.00	

2 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
弥彦体育館	西蒲原郡弥彦村大字 弥彦 974 の 4	競技場	680.00	平成 24 年 9 月 2 日
弥彦村公民館麓支館	西蒲原郡弥彦村大字 麓 7045 番地	集会室	132.23	

◎新潟県選挙管理委員会告示第65号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、長岡市選挙管理委員会から、次のとおり取消しがあつた旨の報告があつた。

平成24年9月21日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
長岡市栖吉コミュニ ティセンター	長岡市悠久町3丁目 734 番地	講堂	119.48	平成 24 年 9 月 2 日
		和室	24.30	